

令和元年 6 月 21 日

令和元年度独立行政法人国立美術館調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人国立美術館は、事務・事業の特性を踏まえPDCAサイクルにより公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和元年度独立行政法人国立美術館調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 国立美術館における平成 30 年度の契約状況は表1となっており、契約件数は 247 件、契約金額は 94.7 億円である。そのうち、競争性のある契約は 99 件(40.1%)、25.5 億円(26.9%)、競争性のない契約は 148 件(59.9%)、69.2 億円(73.1%)となっている。

平成 29 年度と比較して、競争性のない随意契約の件数は減少しているが金額は増加している(件数は 13.5% の減、金額は 29.5% の増)。これは、美術館特有の契約である美術作品の購入契約では相手方が 1 者に限られるため随意契約によるが、これらの件数・金額は年度ごとに変動することが主な要因である。

表1 平成 30 年度の国立美術館の調達全体像 (単位:件、億円)

	平成 29 年度		平成 30 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(25.3%) 68	(29.9%) 23.7	(26.7%) 66	(19.5%) 18.5	(△2.9%) △2	(△22.0%) △5.2
企画競争・公募	(11.2%) 30	(2.5%) 2	(13.4%) 33	(7.4%) 7.0	(1.0%) 3	(252.8%) 5.0
競争性のある契約(小計)	(36.5%) 98	(32.5%) 25.6	(40.1%) 99	(26.9%) 25.5	(1.0%) 1	(△0.7%) △0.2
競争性のない随意契約	(63.6%) 171	(67.6%) 53.4	(59.9%) 148	(73.1%) 69.2	(△13.5%) △23	(29.5%) 15.8
合 計	(100%) 269	(100%) 79.1	(100%) 247	(100%) 94.7	(△8.2%) △22	(19.7%) 15.6

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、平成 30 年度の対 29 年度伸率である。

(2) 国立美術館における平成 30 年度の一者応札・応募状況は表2となっており、契約件数は 44 件(44.4%)、契約金額は 12.6 億円(49.3%)である。

平成 29 年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合は、件数においては増加しているが、金額においては減少している(件数は 10.0% の増、金額は 20.9% の減)。

これは、平成 29 年度に、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく民間競争入札を行った管理運営業務の複数年契約(2 件、11 億円)を締結したことが主な要因である。

表2 平成30年度の国立美術館の一者応札・応募状況

(単位:件、億円)

		平成29年度	平成30年度	比較増△減
2者以上	件数	58(59.2%)	55(55.6%)	△3(△5.2%)
	金額	9.8(38.1%)	12.9(50.7%)	3.1(32.2%)
1者以下	件数	40(40.8%)	44(44.4%)	4(10.0%)
	金額	15.9(61.9%)	12.6(49.3%)	△3.3(△20.9%)
合計	件数	98(100%)	99(100%)	1(1.0%)
	金額	25.6(100%)	25.5(100%)	△0.2(△0.7%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成30年度の対29年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野(【】は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、令和元年度についても引き続き以下の項目について重点的に調達等の合理化に努めることとする。

(1) 一者応札の検証

- ① 一者応札になった案件について、事業者に対して事業内容に応じた任意のアンケート調査等を実施し、その結果を参考として参入拡大のための点検及び一者応札となった要因を分析し、改善策を自立的に検討する。
- ② 一者応札となった案件について一部を抽出し、契約監視委員会において以下の項目について適正であったかの検証を実施する。
 - ・公告、公募方法
 - ・公告、公募期間
 - ・競争参加条件
 - ・仕様

【契約監視委員会による検証実施件数】

(2) 一者応札の見直し

複数年度にわたり同一業者による一者応札が継続し改善が見込めない案件については、慎重に検討の上、公募への切り替えを実施。

【一者応札から公募に切り替えた件数】

(3) 共同調達の実施

汎用的な物品・役務等の調達においては、引き続き法人内又は近隣機関等との共同調達を進め、スケールメリット及び事務の省力化を勘案し対象項目の拡大検討を進める。

【共同調達の実施件数】

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【】は評価指標)

(1) 隨意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約(少額随意契約を除く。)を締結することとなる案件については、事前に、法人内に設置された調達等合理化検討チームに報告し会計規則における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、緊急やむを得ないと認められる場合は事後的に報告を行うこととする。

【調達等合理化検討チームによる点検件数等】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

当法人では、これまで予算の執行及び会計処理の適正を期することを目的として会計内部監査を定期的に実施しており、是正改善の措置が必要と認めた場合には速やかに監査対象館の館長に対してその措置をとることを要求し、徹底した改善に努めることにより会計規則等の遵守を通じ不祥事の発生の未然防止を図っている。

会計内部監査については、監査実績等を踏まえ監査員による監査手法の共有化を図り、効果的な会計内部監査を実施する。

【会計内部監査の実施件数】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として年度終了後に実施し、自己評価結果を文部科学大臣に報告し、文部科学大臣の評価を受ける。文部科学大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、本部事務局長を総括責任者とする調達等合理化検討チームにより調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 理事兼本部事務局長

副総括責任者 本部事務局次長

メンバー 本部事務局財務課長

本部事務局財務課室長

本部事務局財務課係長(財務担当)

本部事務局財務課係長(会計担当)

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、随意契約、一者応札・応募案件などの事後点検を行い、その審議概要を公表するとともに、法人が策定する調達等合理化計画の点検を行う。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、独立行政法人国立美術館のホームページで公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には調達等合理化計画の改定を行うものとする。